

○ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）

改正案	現行
<p>（存続厚生年金基金に関する読替え等） 第三条（略）</p> <p>2 存続厚生年金基金については、廃止前厚生年金基金令第一条から第二十四条の二まで、第二十四条の三（第一号に係る部分に限り、廃止前厚生年金基金令第五十八条において準用する場合を含む。） 、第二十五条から第二十九条まで、第三十条第一項（廃止前厚生年金基金令第三十一条第二項において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項、第三十一条から第四十一条の三の三まで、第四十一条の三の四（廃止前厚生年金基金令第四十一条の七において準用する場合を含む。）、第四十一条の三の五、第四十一条の四、第四十一条の五（第三号を除く。）、第四十一条の六、第四十二条から第四十八条まで、第五十五条の二第一項（第一号に係る部分に限り、同条第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の三、第五十五条の四第一項及び第二項、第五十六条から第六十条まで、第六十条の二（第五項を除く。）、第六十条の三、第六十二条、第六十三条並びに附則第二条、第五条、第七条及び第八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ</p>	<p>（存続厚生年金基金に関する読替え等） 第三条（略）</p> <p>2 存続厚生年金基金については、廃止前厚生年金基金令第一条から第二十四条の二まで、第二十四条の三（第一号に係る部分に限り、廃止前厚生年金基金令第五十八条において準用する場合を含む。） 、第二十五条から第二十九条まで、第三十条第一項（廃止前厚生年金基金令第三十一条第二項において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項、第三十一条から第四十一条の三の三まで、第四十一条の三の四（廃止前厚生年金基金令第四十一条の七において準用する場合を含む。）、第四十一条の三の五、第四十一条の四、第四十一条の五（第三号を除く。）、第四十一条の六、第四十二条から第四十八条まで、第五十五条の二第一項（第一号に係る部分に限り、同条第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の三、第五十五条の四第一項及び第二項、第五十六条から第六十条まで、第六十条の二（第五項を除く。）、第六十条の三、第六十二条、第六十三条並びに附則第二条、第五条、第七条及び第八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ</p>

同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十九条の六第二号	第三十九条の六第一号	(略)	(略)
外国法人	又は同条第四項	(略)	(略)
外国法人(同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。)	を行う者(同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。)又は同法第二十八条第四項	(略)	(略)

同表の下欄に掲げる字句とする。

(新設)	(新設)	第三十九条の四第一項、第三十九条の五及び第三十九条の六各号列記以外の部分	(略)
(新設)	(新設)	法	(略)
(新設)	(新設)	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法	(略)

第三十九条の九第二項	第三十九条の九第一項	(略)	(略)	(略)
法第百三十六条の三第一項第五号ロ	法第百三十六条の三第一項第五号ロ	(略)	(略)	(略)
平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号ロ	(略)	(略)	(略)

(新設)	第三十九条の九	(略)	(略)	第三十九条の七
(新設)	法第百三十六条の三第一項第五号ロ	(略)	(略)	法第百三十六条の三第一項第四号イ
(新設)	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号ロ	(略)	(略)	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第四号イ

3 ～ 7 (略)	(略)		
	(略)	行う者	
	(略)	行う者（同法第二十九条の 四の二第九項に規定する第 一種少額電子募集取扱業者 を除く。）	法第三百三十六条の三第一項 第五号ロ

3 ～ 7 (略)	(略)		
	(略)	(新設)	
	(略)	(新設)	